





資源物・ゴミの回収

生活環境課 生活環境係 ☎0287-92-1110

「ゴミ収集カレンダー」および「ゴミの分け方・出し方一覧」は生活環境課と小川出張所の窓口で配布しているほか、町ホームページで確認できます。

ゴミの分別にご協力ください

区分	種類	主なもの	出し方
資源物	茶色ビン	ビールビン、酒ビン、栄養ドリンク等	コンテナ使用
	無色ビン	透明ビン、白のくもりビン	
	その他のビン	青色、赤色、緑色等のビン	
	アルミ缶	ジュース、ビール、缶詰等 	
	スチール缶	ジュース、缶詰、カセットコンロガスボンベ 	
	ペットボトル	無色のペットボトル 	
	新聞・チラシ	新聞、新聞折り込みチラシ	ひもでしばって出す
	段ボール	空気層が有るもの 	
	雑誌・雑紙	雑誌、本、包装紙、紙パック、チラシ、リーフレット等	
	布類	衣類、シーツ、布団カバー等	
	燃やすゴミ	革製品、プラスチック製品、ゴム製品、ビニール製品等	町指定ゴミ袋使用
	燃やさないゴミ	金属製品、ガラス製品、陶器、磁器等	コンテナ使用
	有害ゴミ	乾電池、ボタン電池、蛍光灯、水銀体温計	透明袋に入れて出す
	粗大ゴミ	コンテナに入らないもの	個別収集(要申し込み)
	小型家電リサイクル	ラジオ、ドライヤー、炊飯器などの小型家電対象品目は役場窓口で預かります(無料)	そのまま持ち込む
	家電リサイクル	テレビ、洗濯機、冷蔵庫、エアコンの4品目の処分には家電リサイクル券が必要です	要相談

ゴミの回収日

下記の3地区でそれぞれ回収日が決まっています。ゴミカレンダーに従い、回収日の早朝から朝8時までに決められたゴミステーションに出してください。

馬頭A地区	新町、室町、片根、健武(荒沢を除く)、矢又、久那瀬、松野、富山、大山田上郷、大山田下郷
馬頭B地区	南町、田町、北向田、和見、小口、小砂、谷川、盛泉、大内、大那地、荒沢
小川地区	小川全地区

南那須広域保健衛生センターへの直接持ち込み

粗大ゴミ等の直接搬入が可能です(有料)

- 住所 那須烏山市大桶444
- 電話 0287-83-1155
- 持込可能日 平日 月曜日～金曜日
休日 毎月第1日曜日
- 持込時間 午前8時30分～11時30分
午後1時30分～4時30分



ゴミステーションの利用について

町のゴミステーションはそのステーションを利用する方々が管理しています。

新しくゴミステーションを利用する場合は、そのステーションを利用しているご近所の方に相談して利用を開始してください。

ゴミステーションはみんなの施設です。ルール、マナーを守って綺麗に使ってください。

事業系ゴミ（一般廃棄物）

事業活動（商店、事業所等）に伴うゴミはゴミステーションには出せません。

町の収集運搬許可業者へ依頼するか直接南那須広域保健衛生センター（有料）に搬入してください。

環境のまちづくりへの取り組み

生活環境課 環境推進係 ☎0287-92-1110

資源物回収報奨金

廃棄物の減量と再利用を推進するため、資源物を回収し適正に処理した団体に対して、資源物回収報奨金を交付します。

報奨金を受けようとする団体は、代表者を定めて資源物回収実施前に「資源物回収団体届出書」を提出してください。

※有効年度に限る。

低炭素まちづくり推進設備等導入事業補助金

一般家庭における再生可能エネルギーの利用および省エネルギーの普及促進を図るため太陽光発電設備等をご自宅に設置する方を対象に補助を行います。工事中工前に申請ください。

◆対象設備

太陽光発電設備・高効率給湯器・木質バイオマス暖房設備・地中熱利用施設

※有効年度に限る。

生ゴミ分別収集（報奨金）

生ゴミ収集エリア	馬頭地区：新町、室町、南町、田町第1～第4	ご協力いただいたご家庭に地域通貨券（土の恵）を進呈しております。 ※有効年度に限る
	小川地区：小川第2区～第5区	
収集方法	生ゴミ収集専用バケツ（ゴミステーションに配置）	
収集日時	ゴミカレンダーに記された日	

禁止事項

◆野焼きは禁止されています

屋外でのたき火やゴミの焼却は禁止されています。祭事、農作業系廃棄物など、例外がありますのでご相談ください。

◆無許可の埋立は禁止されています

1,000㎡以上の面積の埋立は生活環境課生活環境係へ、3,000㎡以上の面積の埋立は栃木県への届け出が必要です。

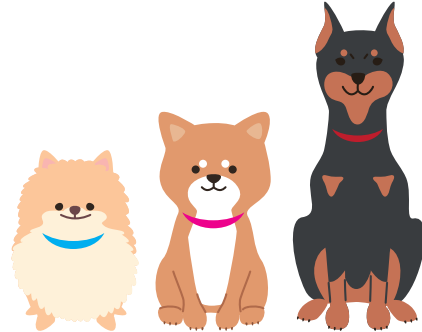
◆不法投棄

ゴミの不法投棄は犯罪です。捨てられてしまったゴミの責任は、第1は排出者、第2は土地の所有者となっています。捨てられそうな山等には柵など対策をしましょう。



生後91日以上の犬には「登録」と「狂犬病予防注射」が義務づけられています

- ①犬の登録は一生に1回です。役場または動物病院で登録できます。
- ②狂犬病予防注射は毎年1回必ず受けましょう。
(集合注射、動物病院での注射)
- ③飼い犬が死亡した際も届け出が必要です。
- ④狂犬病予防注射済票を首輪に装着しましょう。
万が一迷い犬になった時飼い主がわかります。
- ⑤登録犬を譲渡したときは届け出をしてください。
- ⑥登録犬の町外への引っ越しは引っ越し先の市町村へ届け出してください。
- ⑦犬を家の外で飼うときは必ず繋いで飼育してください。



町広報紙「広報なかがわ」

配布方法

発行日の毎月10日(10日が閉庁日の場合は、翌開庁日)に各行政区長さんを通じて配布しています。
また、広報紙を有料にて郵送しております。ご希望の方は、企画財政課広報広聴係までご連絡ください。

広報紙設置場所

発行日に下記の公共施設等へ設置しております。

公 共 施 設	那珂川町役場、小川出張所、馬頭総合福祉センター、小川総合福祉センター、健康管理センター、ケーブルテレビ放送センター、小川公民館、総合体育館、馬頭図書館、小川図書館、馬頭広重美術館、なす風土記の丘資料館、馬頭郷土資料館、ふるさと館
金融機関・郵便局	足利銀行馬頭支店、那須南農業協同組合(馬頭、小川、中央支店) 那須信用組合馬頭支店、郵便局(馬頭、武茂、大内、大山田、小砂、小川)
スーパーマーケット	(株)かましん馬頭店、リオン・ドール小川店
そ の 他	那珂川町観光協会、まほろばの湯 湯親館



デマンドタクシー「なかちゃん号」

総務課 消防交通係 ☎0287-92-1111

デマンドタクシー「なかちゃん号」は、電話で予約をしていただければ、自宅から町内の指定乗降場所まで移動できる便利な乗り物です。

ご利用・予約について

デマンドタクシー「なかちゃん号」を利用するには、事前に利用登録が必要となります。

登録に際しましては、予約センターのほか、総務課、小川出張所で受け付けしております。

ご予約は、利用したい日の3日前（運休日を除く）から、運行1時間前まで予約センター（☎0287-92-7447）で受け付けます。

運行日

月曜日から金曜日まで毎日運行します。
（土・日・祝日、年末年始（12/29～1/3）は運休）

運行時間

予約センター（馬頭観光タクシー内）からの出発時間が決まっています。

午前便	7時30分	9時00分	10時30分
午後便	0時30分	2時00分	3時30分

料金

1回300円（往復での利用は600円です）

コミュニティバス「馬頭烏山線」

総務課 消防交通係 ☎0287-92-1111

コミュニティバスは那珂川町と那須烏山市を運行する路線バスです。

運行経路

那珂川町役場～JR烏山駅

定期券、回数券販売先

- 那珂川町内
那珂川町役場総務課、おたま小川店
- 那須烏山市
那須烏山市役所まちづくり課、
関東ツアーサービス（株）烏山旅行センター

那珂川町高齢者運転免許証自主返納支援事業

総務課 消防交通係 ☎0287-92-1111

那珂川町では、高齢者の運転免許証の自主返納を支援する事業を実施しています。

対象者

- 運転免許証を自主返納された方
- 65歳以上で、町内に住所を有する方
- 運転免許証を自主返納した日から1年以内の方

支援内容

- デマンドタクシー「なかちゃん号」
利用回数券2冊（20枚）
- 自主返納事業記念品
※支援は、1人1回限りです。

申請に必要なもの

- 印鑑
- 栃木県公安委員会が発行する「申請による運転免許証の取消通知書」の写し、または「運転経歴証明書」の写し



水道の使用を始めるとき・止めるとき・使用者、所有者が変わるとき

上下水道庁舎の窓口で手続きをしてください。
必要なもの：印鑑

水道料金

従来通りの料金です。詳しくは上下水道課にお問い合わせください。水道料金を滞納しますと水道を停止する場合がありますので、期限内に納入してください。

水道料金口座振替金融機関

- 足利銀行
- 那須南農業協同組合
- 栃木銀行
- 烏山信用金庫
- 那須信用組合
- ゆうちょ銀行

水道料金の納付場所

- 足利銀行
- コンビニエンスストア
- 栃木銀行
- 会計課および小川出張所
- 那須信用組合
- 上下水道課
- 那須南農業協同組合
- ヤフーアプリ
- 烏山信用金庫

※ただし、コンビニエンスストアおよびヤフーアプリでの支払いは、納付期限内のものに限ります。

給水管の管理

原則的に宅地内の漏水は個人負担となります。漏水の修理は、那珂川町指定の給水装置工事業者に依頼してください。給水装置工事業者については、上下水道課までお問い合わせください。

下水道

下水道に接続するときは

下水道は町が設置し管理する「公共下水道」と、みなさんが設置し管理していただく「排水設備」からできています。「公共下水道」が整備された区域では、直ちに台所、風呂場、トイレなどから流される汚水を、下水道本管へ流せるように排水設備を設置しなければなりません。なお、下水道法により、汲み取りトイレを使用されている方は3年以内に水洗トイレに改造することが義務付けられています。

排水設備の工事は「那珂川町排水設備指定工事店」でなければ行うことができません。指定工事店へ工事の申し込みをすると、町への手続きや書類の作成などをみなさんの代わりに行ってくれますので、お気軽にご相談ください。指定工事店については、上下水道課までお問い合わせください。

下水道使用料

排水設備を設置し、家庭や事業所などの汚水を公共下水道に流すことが出来るようになると、下水道使用料がかかります。下水道使用料は、家庭からの生活排水などを処理するための汚水処理経費に充てられます。

水洗トイレ改造融資あっせんおよび利子補給制度

町では、下水道の普及促進を図るため、みなさんが汲み取りトイレを水洗トイレに改造または、浄化槽を廃止し公共下水道に接続する場合、みなさんの負担が軽減されるよう工事に必要な資金の「融資あっせん」を行っています。利子については、町と金融機関との契約により、町が負担いたします。

受益者負担金

下水道は、道路や公園など誰でも利用できる施設とは異なり、下水道が整備された地域の方だけに利用が限定されることとなります。このため、下水道の設備により利益を受ける方に対して、下水道工事費の一部を「下水道受益者負担金」としてご負担いただきます。

浄化槽設置整備事業

町では公共下水道等の区域外において、生活排水処理のため浄化槽を設置する方に対して予算の範囲内で補助金を出し、個人費用の軽減を図っています。

詳細については、上下水道課までお問い合わせください。



町営・町有住宅に空室が出た場合は、町広報紙、ケーブルテレビ等により募集を行います。
募集期間内に建設課に申し込んでください。

	町営住宅	町有住宅
入居資格	<ul style="list-style-type: none"> ① 同居している親族または婚約者を含む同居しようとする親族のある方 ② 入居希望親族の総所得が規定基準内にある方 ③ 現に住宅に困窮していることが明らかでない方 ④ 町税などの滞納がない方 ⑤ 本町に現在住所を有する方または入居の日までに本町に住所を有することができる方 ⑥ 那珂川町在住の方に保証人になってもらえる方 ⑦ 暴力団に所属していないこと（同居人も含む） 	<ul style="list-style-type: none"> ① 本町に現在住所を有する方または入居の日までに本町に住所を有することができる方 ② 町税などの滞納がない方 ③ 那珂川町在住の方に保証人になってもらえる方 ④ 暴力団に所属していないこと（同居人も含む）
住宅の名称	清流住宅、松が丘住宅、古館住宅、富士山住宅、大宝地住宅、舟戸住宅、旭町住宅、薬利住宅、谷田住宅、谷田上の原住宅	上郷地住宅、サン・コーポラス馬頭、ゆりがねハイツ、南町住宅
住宅家賃等	月額 収入申告により毎年所得に応じて決定	月額 住宅ごとに条例で定める額
	敷金 入居時の家賃の3か月分	敷金 入居時の家賃の3か月分
入居時に必要なもの	町営・町有住宅入居申込書、住民票（世帯全員分） 所得証明書、町税などの未納がないことの証明	
選考方法	入居要件を確認の上、入居希望者が複数の場合は公開抽選となります	

申し込み方法や入居資格等については、建設課管理係までお問い合わせください。

住宅に関すること

建設課 土木建築係 ☎0287-92-1118

建築確認申請の受付

申請書一式を町で受け付けます。
その後、宇都宮土木事務所では審査を行います。
建築確認済証の交付となるまで、書類に不備がない場合で1か月半程度の日数を要します。

関係手続の受付

建築工事届等の申請を受け付けます。
所定の申請書等に記入のうえ、必要書類を添えて建設課土木建築係まで提出してください。

耐震アドバイザー派遣事業

建築物の耐震診断、耐震改修の促進を図る目的で、町民の方が相談できるよう耐震アドバイザーをご自宅に派遣いたします。

木造住宅耐震診断事業

建築基準法改正前（昭和56年5月以前）に建てられた個人住宅を、地震に備え安全かどうかの耐震診断を行った場合、費用の一部を補助します。

- 補助金額
耐震診断費用の3分の2以内（限度額2万円）

木造住宅改修等事業

耐震診断の結果、耐震改修が必要と診断され、地震に対する安全性の向上を目的として耐震改修や建替えを行った場合、費用の一部を補助します。
申請にあたっては一定の要件がありますので、事前に建設課へ必ずご相談ください。



木材需要拡大事業費補助金

農林振興課 農林整備係 ☎0287-92-1113

個人の方が木造住宅を新築・所得するにあたって、住宅に使用する木材のうち60%以上に八溝材を使用するなど、一定の要件を満たす場合に補助金を交付します。事前に農林振興課までご相談ください。

◆補助金・基本部分

住宅の居住部分の延床面積1㎡につき2,000円(最大30万円)

◆補助金・加算部分

- ①町内の建設業者と契約 一律 50万円 ③新築に係る土地の購入(②と重複不可) 最大100万円
②初めて那珂川町に移住 一律100万円 ④18歳以下の子がいる世帯(4人まで) 最大120万円

土地利用に関すること

企画財政課 企画調整係 ☎0287-92-1114

土地利用に関する事前協議制度

一定規模以上の土地を利用して開発事業等を行う場合に、総合的かつ計画的な土地利用を促進するため、事業者と町が事前に協議する制度です。

◆対象事業

1ヘクタール以上5ヘクタール未満の土地について、開発事業を行おうとする場合または当該開発事業を行おうとする土地について土地売買等の契約をしようとする場合

※開発事業:住宅、工場、レクリエーション、牧場等の用に供する目的で行う一団の土地の区画形質の変更に関する事業

※詳しくは企画財政課企画調整係までお問い合わせください。

国土利用計画法に基づく届出

無秩序な土地利用や土地の乱開発を防止するために、国土利用計画法では、一定面積以上の大規模な取引をしたときに、その土地の利用目的等を届け出ることが義務付けられています。

対象面積	都市計画区域内5,000㎡以上、 都市計画区域外10,000㎡以上
届出時期	契約を締結した日から起算して 2週間以内(契約日を含む)
届出先	那珂川町企画財政課

地価公示・地価調査の閲覧

地価公示および地価調査の閲覧は、企画財政課で行っています。

県立自然公園内での各種行為の許可・届出

農林振興課 農林整備係 ☎0287-92-1113

八溝県立自然公園内(馬頭、健武、和見、小口、北向田、小砂、三輪、恩田、東戸田、薬利、浄法寺の一部)において、工作物の新改増築や土地の形状変更などを行う場合で、一定の規模を超えるものは、許可や届出が必要ですので、事前に農林振興課へ必ずご相談ください。

森林(山林)に関すること

農林振興課 農林整備係 ☎0287-92-1113

所有者変更の届出

相続や贈与、売買などで森林(山林)の土地の所有者が変更になったときは、農林振興課で「森林の土地の所有者届出書」を記入のうえ提出してください。届出書は農林振興課の窓口でお渡しします。

提出の際は、死亡届の提出に伴う手続きの場合を除き、登記簿など所有者が変更になったことがわかる書類をご持参ください。

伐採の届出

森林法第5条に定める森林(5条森林)において、「伐採及び伐採後の造林の届出書」を記入のうえ提出してください。

なお、保安林を伐採する場合は、許可を要する場合がありますので、別途農林振興課までご相談ください。

林地開発許可制度

森林法第5条に定める森林(5条森林)において、土石の採掘や太陽光発電施設の設置など、土地の形質を変更する開発行為を行う場合で、その面積が1ヘクタールを超えるときは、林地開発許可の申請が必要ですので、事前に農林振興課へ必ずご相談ください。

なお、開発行為の面積が1ヘクタールを超えない場合でも、伐採届による小規模開発の届出が必要ですので、こちらも事前にご相談ください。



くらし

農地の権利を取得したときの届出

相続等により農地の権利を取得したときは、農業委員会にその旨を届出することが必要です。届出書は農業委員会の窓口でお渡しします。(農地法第3条の3第1項の規定による届出)

農地の売買や、農地を農地以外の用地にするとき(農地転用)の許可

◆農地の名義を変えるとき

農地法第3条の許可が必要です。(農地の所有者と新所有者が連名で申請)

◆自分の農地を転用するとき

農地法第4条の許可が必要です。(農地の所有者が申請)

◆農地の売買または賃借により転用するとき

農地法第5条の許可が必要です。(農地の所有者と転用を実行する方が連名で申請)

※農地転用とは、農地を宅地などの建物敷地、駐車場、資材置き場等の用地に転換することです。

申請にあたっては、必ず事前に農業委員会にご相談ください。

農業振興地域制度

優良農地の確保のため「農地法」による農地転用許可制度と併せ、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づく農業振興地域制度が設けられています。

◆農振除外について

町では、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業振興地域整備計画を策定し、農業振興を図っていく地域を農用地区域として設定しています。通常、農用地区域を農地以外の目的で利用することはできませんが、やむを得ずほかの目的に利用する場合は、事前にその土地を農用地区域から除外することが必要となります。

除外するには要件がありますので、申請にあたっては、事前に農林振興課へ必ずご相談ください。

農業に関すること

農作物鳥獣被害防止対策事業

イノシシ等の鳥獣被害から農作物を守るため、電気柵や防護柵の設置費用を補助します。

一定の要件がありますので、事前に農林振興課へ必ずご相談ください。

●補助金額

設置費用の2分の1以内(限度額5万円)

園芸作物振興対策事業費補助金

園芸作物の規模拡大等に対し、パイプハウス等導入費用を補助します。

一定の要件がありますので、事前に農林振興課へ必ずご相談ください。

●補助金額

導入費の2分の1以内(限度額150万円)

※設置費用は対象外

農業後継者育成支援事業

◆農業後継者支援交付金

親元就農者に対する支援

●交付額 50万円

◆農業後継者(土地利用型)

機械整備支援事業費補助金

親元就農者に対する機械整備支援

●補助金額

費用の2分の1以内(限度額150万円)

◆農業研修支援交付金

研修者、研修者受け入れ農家に対する支援

●交付額 2万円/月

※上記の交付および補助を受けるには、一定の要件がありますので、事前に農林振興課へ必ずご相談ください。



空き家をお持ちの方・お探しの方

◆地域資源情報バンクサイト「なかがわぐらし」

那珂川町は、お持ちの空き家を「貸したい」または「売りたい」方のために、地域資源情報バンクサイト「なかがわぐらし」に物件の情報を掲載し、借り主、買い主を見つけるお手伝いをいたします。



物件を登録したいときは？

◆窓口にお越しいただく場合

下記の3点のものをご準備のうえ、企画財政課にお越しください。担当がご案内いたします。

- ① 納税通知書の原本または写し
- ② 建物・土地の登記簿謄本
- ③ 印鑑（認印は可、スタンプ印は不可）

◆申請書をご郵送いただく場合

「地域資源情報バンク登録申請書」「登録カード」に必要な事項を記入し、下記の2点を添付して町企画財政課までご郵送ください。（申請書、登録カードはバンクサイトからもダウンロードできます）

- ① 納税通知書の写し
- ② 建物・土地の登記簿謄本

※物件の登録に関し、手数料は無料です。

物件を借りたい・買いたいときは？

「地域資源情報バンク利用希望者登録申請書」および「誓約書」に必要な事項を記入のうえ、下記の書類を添付して企画財政課までお持ちくださるかご郵送ください。（申請書、誓約書はバンクサイトからもダウンロードできます）

- ① 現居住地の市（町）税の納税証明書または完納証明書

※現居住地の税務担当課で取得ください。（手数料がかかります）



◆登録申請から物件契約までの流れ

申請書類の審査を行い「利用登録完了書」を発行します。登録後の流れは下記のとおりとなります。

- ① 希望物件の内覧を行う（町または宅建業者が立会いを行います）
- ② 宅建業者の媒介により、契約交渉を行う
- ③ 契約成立の際、宅建業者に所定の手数料を支払う

◆空き家取得・賃借について、町の補助制度がお使いいただけます

空き家の取得には「取得費補助金」が、賃借物件の改修には「改修費補助金」がお使いいただけます。

補助の要件や補助金額については、企画財政課にお問い合わせください。

空き家・空き店舗の利活用に対する各種補助金

◆空き家取得費補助金

地域資源情報バンクに登録された空き家の購入費を補助します。

- 補助金額 費用の2分の1（限度額30万円）
- ※中学生以下の子が同居する世帯は限度額50万円

◆空き家改修費補助金

地域資源情報バンクに登録された空き家の改修費を補助します。

- 補助金額 費用の2分の1（限度額20万円）
- ※中学生以下の子が同居する世帯は限度額30万円

◆空き店舗等活用促進事業費補助金

地域資源情報バンクに登録された空き店舗等に新規出店する場合の改修・改装および付帯設備の設置（備品経費を除いて30万円以上）の経費に対して補助します。

- 補助金額 費用の2分の1以内（限度額50万円）
- 問い合わせ（空き家）企画財政課 ☎0287-92-1114
（空き店舗）商工観光課商工係 ☎0287-92-1116



ケーブルテレビでは、アンテナ不要でテレビが視聴でき、インターネットも低価格でご利用いただけます。また、自主放送番組では、那珂川町の身近な話題などをお届けしています。

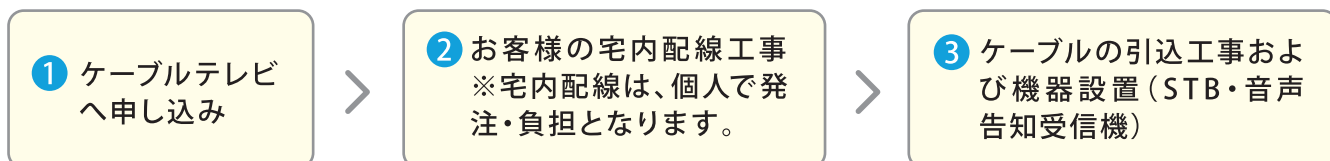
利用開始までの流れ

加入希望の方は、ケーブルテレビ放送センターまでお問い合わせください。また、家を新築される方で新規加入を希望の方は、事前にお問い合わせください。

◆加入時の料金

加入金	40,000円
引込工事負担金	実費(上限60,000円)

◆加入までの流れ



基本サービスについて

下記のサービスは、ケーブルテレビの加入者に提供される基本のサービスです。
※インターネットやCS有料放送などはオプションサービスになりますので、別途契約が必要です。

◆地上放送

アンテナ不要で地上放送をご覧になれます。
※別途NHKと受信契約が必要となります。

◆衛星BSデジタル放送

BSアンテナ不要で衛星BS放送をご覧になれます。
※別途NHKと衛星契約が必要となります。ご覧にならない場合は、事前にお知らせいただければ、BS衛星が受信できないSTBをお貸しします。

◆自主放送

町の身近で旬な話題をお届けする「NEWSなかがわTOWN」や「企画番組」などが視聴できます。

◆音声告知放送

町からの緊急情報や連絡事項を聞くことができます。

◆加入者間町内無料電話

ケーブルテレビの加入者間で無料通話ができます。

◆データ放送

町からのお知らせや天気予報など色々なコンテンツをお楽しみいただけます。リモコンのdボタンで各種コンテンツがご利用いただけます。

各種サービス料金

基本サービス	1,600円/月	インターネット	2,500円/月
CS有料放送	C-CASカード利用料		3,150円/1契約1枚
	25番組パックチャンネル (釣りビジョン、FOX、アニマックスなど25番組)		2,000円/月
	有料チャンネル1(衛星劇場)		1,890円/月
	有料チャンネル2(東映チャンネル)		1,580円/月
	有料チャンネル3(J SPORTS PLUS)		1,370円/月
	有料チャンネル4(グリーンチャンネル)		1,260円/月
	有料チャンネル5(SPEEDチャンネル)		950円/月

広告放送について

お申し込みの際は、ケーブルテレビ放送センターまでお問い合わせください。

区分	放送期間等	利用料	区分	放送期間等	利用料
文字放送	1画面2週間	10,000円	映像放送	30秒1か月	30,000円
	1画面1か月	15,000円		30秒2か月	45,000円
	1画面2週間以内(地域情報)	2,000円		30秒3か月	60,000円
	画面割増料(1画面増毎)	5,000円			

DVDダビングについて

自主放送番組の「NEWSなかがわTOWN」や「企画番組」のDVDを購入希望の方は、ケーブルテレビ放送センターまでお問い合わせください。

区分	時間等	手数料
ダビング 手数料	30分	1,500円
	時間割増料(30分増毎)	500円

減免について

該当基準	加入金	引込工事費	基本利用料
生活保護世帯	免除	免除	免除
障害者世帯かつ世帯員全員が町民税非課税 (ご家族に障害者手帳をお持ちの方がいる)	免除	免除	免除
高齢者世帯かつ世帯員全員が町民税非課税 (世帯主70歳以上、配偶者・同居者65歳以上)	免除	免除	免除
視覚聴覚障害者本人が世帯主かつ加入者等	免除	免除	減額
重度障害者本人が世帯主かつ加入者等 (障害等級が1級または2級に該当する方)	免除	免除	減額
ひとり暮らしの高齢者世帯かつ町民税非課税 (65歳以上70歳未満)	免除	免除	減額

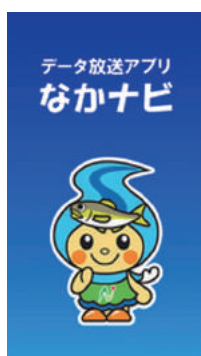
※インターネット接続サービスやCS有料放送などのオプションサービスは減免になりません。

なかナビについて

スマートフォンアプリ「なかナビ」では、無料で町からのお知らせや地震・気象情報・緊急情報などの地域の情報を提供しています。(通信費は別途かかります)

◆ご利用方法

下記のQRコードがPlayストア・AppStoreから「JC-Smart～地域防災情報」をダウンロードして、「なかナビ」を選択してください。



那珂川町地域ブランド認定商品の認定基準を設け、その基準に適合するものの中から認定商品を認定し、広く消費者に周知することにより、認定商品および那珂川町のイメージを高め、町の活性化につなげます。

ブランド認定商品

平成25年から平成30年までに認定された商品
※更新しないものを除く

	商品名	申請者		商品名	申請者
1	いさご陶芸の陶器	いさご陶芸	2	市川窯の陶器	市川窯
3	あゆ甘露煮	久那瀬漁業生産組合	4	あゆ炭火焼	久那瀬漁業生産組合
5	古館のそば	そば処 古館	6	八溝ししまる料理	有限会社 御前岩物産センター
7	御前岩物産センターのそば	有限会社 御前岩物産センター	8	米粉入りインスタントラーメン	株式会社 タテヤマ
9	スイートポテト	森川屋菓子店	10	鮎最中	千年屋
11	ロールケーキ	千年屋	12	小川生まれのかぼちゃっ子	日進堂菓子店
13	武茂の郷のジェラートアイス	アイス工房 武茂の郷	14	デコレーションケーキ	手作り菓子の店 わたや
15	生クリーム大福	和洋菓子 わみや	16	茶色豚のロースとんかつ膳	田舎レストラン巴夢
17	藤田製陶所の陶器	合資会社 藤田製陶所	18	八溝田舎そば	手打ちそば田舎
19	林屋のあゆ	有限会社 林屋川魚店	20	林屋のうなぎ	有限会社 林屋川魚店
21	一徳の石臼挽き手打ちそば	そば処 一徳	22	星の見える丘農園のぶどう	星の見える丘農園
23	こだわりの大粒ぶどう	タカノぶどう園	24	炭火焼鮎塩焼	魚良
25	鮎甘露煮 福祿寿	魚良	26	銘菓 竹の子最中	日進堂本店
27	桃太郎トマト	JAなす南馬頭トマト部会	28	オリジナル畳縁	佐藤畳店
29	なめらかはんじゅくちーズ	森川屋菓子店	30	イカ入りソースやきそば	まんぷく食堂
31	温泉とらぶぐこんにゃく	石川発酵食品店	32	ししまるそば	株式会社馬頭むらおこしセンター
33	柚子こんにゃくゼリー	石川発酵食品店	34	八溝ししまる餃子	餃子の尊氏
35	なかよしマンゴー	有限会社 鈴木材木店	36	猪のタレ	関東ユウキ食品工業株式会社

ブランドマーク

那珂川町の「那」からデザインし、ピンクの部分は町花であるカタクリの花の花びらをイメージし、水色は川、緑の部分は山をイメージし、那珂川町の雄大な自然を表現しました。そして顔の部分は人々の笑顔を表し、「いいな」と「那珂川」をかけあわせた「いいなかがわ!!」を言っているように表現しました。



ブランド冊子

ブランド認定商品を紹介する冊子を商工観光課窓口で配付しています。

また、町ホームページからもダウンロードすることができますので、ぜひご覧ください。

